

ISO 14001:2026 実務担当者向けブリーフィングノート

1. はじめに

ISO 14001 の第4版は、2026年4月に発行される予定です。本ブリーフィングノートは、環境マネジメントシステム (EMS) の実務責任者の方々向けに、主な変更点の概要を説明し、続いて箇条ごとの評価と、新しい要求事項を適用する際に考慮すべき影響について解説します。

本文書は、2026年版規格の最終草案に基づいています。開発プロセスのこの時点で、技術的内容は確定しています。そのため、CQIはこの時点で改訂された規格をレビューし、主要な利害関係者への影響を判断します。

2. EMSを改訂した意図

ISO 14001 の 2026 年改訂版は、環境マネジメントに対する期待が大幅に高まったことを示しています。この改訂は、2015 年以降の最新の環境上の優先事項への取り組み方がどのように進化してきたかを反映し、気候変動、生物多様性、資源管理、バリューチェーンにおける責任、環境ガバナンス全体にわたり、より明確な意図とより高いレベルの志、そして一層強化された重点的な取り組みを打ち出しています。

ISO 委員会は、今回の改訂を「中程度の改訂」と述べています。要求事項そのものはほとんど変わっていないように見えますが、規格の附属書では、信頼に足る環境マネジメントに今何が必要であるかという全体像を示そうとしています。加速する気候変動の影響、規制当局や投資家による監視の強化、そして多くの企業活動における透明性と説明責任への期待の高まりをより強く意識するようになった世界において、この規格が引き続き有用であり続けることを目指しています。

組織にとって、その影響は日々の業務プロセスよりも、全体的な戦略に深く関わってくるかもしれません。改訂された規格への適合を図るには、既存の環境プログラムに小さな変更を加えるだけでなく、環境状態、コンプライアンスに関する意思決定のあり方、そして全体的なガバナンス慣行について、より広い視点から検討するリーダーシップが必要となります。

2015年版の要求事項に対するEMS 固有の主な変更点は、次の事項に関連しています。

- 文書化した情報に関するより明確な要求事項
- サプライチェーンが環境に与える影響に対するより厳格な監視
- ライフサイクルの考え方による環境保護の強化
- 組織に影響を及ぼす環境状態の範囲の拡大
- 環境に対する責任をより事業に統合したアプローチの奨励

これらの要素のほとんどは ISO 14001:2015 にも含まれていました。ISO 14001:2026 では、より事業プロセスに統合した環境マネジメントシステムに適合するよう、これらの要素が改訂され、強化されています。

3. 主な変更点: ISO 14001:2015 から ISO 14001:2026 へ

用語及び定義 (箇条3) この改訂では、いくつかの用語の定義が変わりました。

(ISO 31000による)「リスク」の定義は、この規格から削除されました。「リスク及び機会」という用語は、この規格全体を通して使用されていますが、若干の変更があります。従来の定義における「脅威」という用語は「リスク」に置き換えられました。リスクは潜在的な悪影響として否定的な意味合いを持つようになりました。「機会」という用語は、依然として起こり得る有益な影響を指します。

いくつかの用語は、標準化されたマネジメントシステムにISOが採用している「調和させる構造 (HS)」に合わせるために改訂されています。

組織の状況 (箇条4) 今回の改訂では、注記において、気候変動、持続可能性への懸念、気象、資源の利用可能性、グリーンイニシアチブなどの外部環境要因が、組織にどのような影響を与え、また組織のプロセス、製品及びサービスによってどのような影響を受けるかについて、より広い視点から捉えることが求められています。これには、温室効果ガス排出、大気汚染、海洋汚染、陸域の汚染、生物多様性の持続可能性といった側面を、EMSの中でより明示的に考慮することが含まれます。追補1: 2024年に発行された2015年版の気候変動対策に関する変更点が、この改訂版に正式に組み込まれます。

箇条4.1 においては、4.2 の注記1に示されているような環境状態として、汚染レベル、気候変動、生物多様性、生態系全体の健全性などが含まれ得ること、そしてそれらを今後は外部の課題として明示的に考慮することが求められています。

箇条4.2 利害関係者のニーズ及び期待には、環境状態（例えば、気候変動、汚染及び生物多様性）に関連する要求事項が含まれます。これには、関連する利害関係者からの気候変動に関する要求事項が含まれる場合があります。

箇条4.3 EMSの適用範囲はライフサイクルの視点により強く焦点を当てており、環境計画策定においてライフサイクルの考え方が積極的に適用されています。

リーダーシップ (箇条5) 今回の改訂では、環境方針の適用範囲が広がり、環境パフォーマンスに対するトップマネジメントの説明責任（実現させ、結果を説明する責任）が強化されています。これには、関連するすべての役割に対して支援する義務が含まれます。付された注記では、潜在的な順守義務として、天然資源の保全及び生態系の保護により大きな重点を置いています。

計画 (箇条 6) リスクに基づくアプローチを用いて環境に関するリスク及び機会を特定し、対処するためのアプローチは、組織が活動するより広範な文脈を考慮するために明確化されました。これにより、環境パフォーマンスをマネジメントするための、より能動的で戦略的なアプローチに取り組みやすくなります。例えば、より情報に基づいた意思決定を支援するために、高度な分析技術とリアルタイムのデータ収集を活用する機会が得られるかもしれません。

6.1.1 項 一般（以前は「リスク及び機会への取組のための計画」であった）は、後続する4つの細分箇条すべてに適用されるプロセス及び文書化した情報に関する導入的な要求事項として再構成されています。

箇条 6.1.2 では、環境側面及び影響を、通常の運用、非通常の運用、緊急事態のそれぞれについて個別に評価することが求められています。

箇条 6.1.3 順守義務に関連する軽微な変更

箇条 6.1.4 リスク及び機会の特定（この細分箇条に移動）。

箇条 6.1.5 計画策定の活動

新設の箇条 6.3 では、変更の際に望ましい環境パフォーマンスを維持し、意図しない環境影響を防止することを保証するため、より焦点を絞った変更管理のアプローチが導入されています。

支援 (箇条 7) 改訂された「指標」(3.4.7) の定義に「二値変数」が含まれたことにより、改訂版規格では、定量的指標及び定性的指標が追加され、人工知能やデータ分析を含むデジタルソリューションが環境パフォーマンスの向上に果たす役割が認識されています。附属書では、組織は、リアルタイムの監視、マネジメント及び報告などに技術的資源を活用し、有効性と説明責任を向上させることを検討するよう推奨しています。

用語が標準化され、EMS 記録は文書化した情報として「入手可能/利用可能 available」でなければならないとされ、従来の「維持 maintained」及び「保持 retained」という用語に取って代わることとなりました。

箇条 7.4 (コミュニケーション) は、2015 年版と同様に、従業員が継続的改善に貢献するよう関与させるコミュニケーションプロセスを要求しています。附属書では、供給者や顧客などの外部関係者に対して透明性をもって対応し、適切な文書が利用可能であることによる利点を強調しています。

運用 (箇条 8) 改訂により、説明責任は内部の運用を超えて拡大されました。組織は、サプライチェーン内のものも含め、外部から提供されるプロセス、製品及びサービスに関連する環境リスク、機会及び影響を積極的にマネジメントすることが求められています。

組織は、上流及び下流の影響を評価し、自らがどのように管理又は影響力を行使するかを定義し、これらの期待事項を文書化しなければなりません。この変化により、持続可能性とリスクマネジメントに対して、より統合されたバリューチェーンアプローチが強化されます。ライフサイクルの考え方とサプライチェーンの持続可能性が一層強調されています。

実務上の観点から言えば、運用管理が自社内の活動を超えて、主要な供給者やパートナーにまで及ぶ可能性があり、緊急事態への準備は環境リスク計画と整合させることが求められます。リーダーシップにとって、これはサプライチェーンの監督、レジリエンス及び環境パフォーマンスを、単なる運用上の課題から、より広い範囲において統制を確立し、又は影響力を行使すべき優先事項へと引き上

げることになります。附属書では、外部提供者が提供するプロセス、製品及びサービスに対して実行することができる管理の種類例を示しています。

計画策定段階でリスク及び機会を検討する際には、緊急事態への準備が必要となる状況を特定し、あらゆる事態、または起こり得る緊急事態が特定され、考慮されるようにしなければなりません。

パフォーマンス評価 (箇条 9) 今回の改訂では、主要な評価及びレビューの要求事項を再構成することで、パフォーマンスの監視と保証が強化されています。マネジメントレビューは、一般要求事項、インプット (検討及び分析すべき事項) とアウトプットを網羅する明確に定義された細分箇条に再編成されました。監査証跡がより明確になり、単なる手順の順守ではなく、実証可能な改善の達成に対する説明責任が強化されています。

同時に、この改訂版ではパフォーマンス評価に対する期待がより厳しくなっています。組織は、環境パフォーマンスにおいて何を分析すべきか、またいつ EMS の有効性を測定するのかを、裏付けとなる文書化した情報を用いて決定しなければなりません。組織は、内部監査の目的 (範囲と基準に加えて) を定める必要があります。また、マネジメントレビューでは、これまでと同様、列挙されたレビューのインプット項目への対応に基づいて継続的改善を促す文書化したアウトプットを確実に生み出すようにしなければなりません。

改善 (箇条 10) 継続的改善は環境マネジメント規格の基本原則として引き続き維持されています。改善の機会を特定し、改善につながる是正処置を実施することと併せて、体系的なパフォーマンス向上を達成することに強い重点が置かれています。この改訂では、旧箇条 10.3 を箇条 10.1 及び 10.2 に統合することで改善の要求事項を集約し、改善が EMS に組み込まれた継続的な義務であることを強調しています。

改善の機会は予防的な対策から導き出すこともできます。特に、起こり得る有害な影響を緩和して有益な結果へと転換させる是正処置を効果的に実施することで、環境パフォーマンス全体を強化することができます。

附属書 2015年版と同様に、ISO 14001には、規格の利用に関する箇条ごとの手引き、参考文献、及び用語のアルファベット順索引を提供する附属書 (参考) があります。附属書A.3では、「誤った解釈を防ぐ」ために、この規格で使用されているさまざまな用語や概念の意図する意味をより明確に示

しています。例えば、そこには、規格が「生態系の健全性」という言葉で何を意味しているのかについての説明も含まれています。

明確性 要求事項をより理解しやすくし、翻訳を容易にすることを目的として、規格の文言を意識的に見直す取り組みが行われました。

4. 既存の環境マネジメントシステム (EMS) に対して変更を加える必要のないこと

ISO 14001:2026 の要求事項に適合している組織は、次のことを行う必要はありません。

削除すること。 既存の管理責任者の機能を削除すること。ISO 14001には管理責任者を置くことは要求事項として定められていませんが、組織が望む場合、この役割を維持することを妨げるものではありません。ただし、トップマネジメントが従来、管理責任者に割り当ててきた責任の一部については、今後トップマネジメント自らが関与する必要があることに留意する必要があります。

廃止すること。 既存のマニュアル及び文書化した手順を廃止すること。ISO 14001では、組織がEMSマニュアルや文書化された手順を保有し、使用することは要求されていません。しかし、そうした文書がすでに整備され、必要であり、かつうまく機能しているのであれば、それを廃止する必要はありません。ただし、改訂された要求事項や新たな要求事項と整合させる必要があります。

番号付けや名称を変更すること。 改訂された箇条番号に合わせるために、既存のEMS文書の番号付けや名称を変更すること。組織は、番号付けや名称の変更を行うことを選択することはできますが、それによって得られる便益が、費やす労力を上回るかどうかの判断は各組織に委ねられています。

再構築すること。 規格に示された要求事項の順序に従ってマネジメントシステムを再構築すること。規格に含まれるすべての要求事項が満たされていれば、その組織のEMSは適合していることとなります。

刷新すること。 ISO 14001に含まれる改訂された用語及び定義を使用するよう、既存の慣行を刷新すること。繰り返しになりますが、この取り組みを行う価値があるかどうかは組織が自由に判断してください。組織が自らの用語、例えば「文書化され文書化した情報」の代わりに「記録」や、「外部提供者」の代わりに「サプライヤー」を使用する方がしっくりくるのであれば、それはまったく問題ありません。

5. 箇条ごとの評価

本書に含まれるEMS実務担当者にとっての意味合いはCQIの見解です。

したがって、この文書は、この国際規格のもっとも信頼のおける参考情報源と見做されるべきものではありません。ISO/TC 207/SC 1 によって発行された文書のみがその目的を満たすことができます。

CQIは、著作権上の制約により、規格の文言をそのまま転載することを許可されていません。正確な文言を確認する必要がある人は、正規の供給元から規格を入手するよう手配してください。

5.1 序文

本文書のこのセクションでは、ISO 14001の各箇条の要求事項を、より理解しやすい言葉で簡潔に説明することを目的としています。

序文は、組織が自らの環境活動、及びその活動によって影響を受ける可能性のある他者の環境活動に対して責任があることを私たちに再認識させます。この責任には、持続可能な開発を達成するために、持続可能性の3つの柱のバランスを取ることが含まれます。

EMSの採用は、組織が環境パフォーマンスを達成するための体系的な枠組みを提供し、EMSパフォーマンスを継続的に改善できるようにすることを目的としています。

ISO 14001に適合するEMSを実装することで、組織はEMSに関するリスクをマネジメントし、EMSパフォーマンスを改善する機会を活用することができるようになります。EMSマネジメントシステムは、組織が法的及びその他の順守すべき要求事項を満たすのにも役立ちます。

効果的なEMSを成功させる鍵は、すべての要員の参加と、すべての要員と経営陣の協議です。なぜなら、自らの組織において誰もが有害な影響と有益な影響の両方に寄与する可能性があるからです。組織のあらゆる階層のコミットメントによって、機会から利益を得ることができ、環境リスクの影響を排除または緩和することができます。

EMSの実装は、組織にとって戦略的かつ運用上の決定事項です。EMSマネジメントシステムの成功は、組織のあらゆる階層、あらゆる機能におけるリーダーシップ、コミットメント及び参加にかかっています。

す。

これらの利点を手に入れるためには、トップマネジメントの関与が不可欠です。管理者は、EMSのリスク及び機会に効果的に対処し、EMSマネジメントを組織の事業プロセス、戦略的方向性及び意思決定に統合し、そして何よりも、健全なEMSガバナンスを組織の全体的なマネジメントシステムに組み込むという、自らの役割を認識しなければなりません。

規格の利用者は、ISO 14001を採用しても、必ずしも特定のレベルのEMSパフォーマンスが保証されるわけではないことを理解しておく必要があります。類似した活動を行う2つの組織であっても、利害関係者が異なり、外部及び内部の課題が異なり、EMSの導入開始時点のベースラインが異なり、改善を望む速度も異なる場合があります。しかし、いずれの組織も規格の要求事項に適合することができます。

この規格の箇条1から3では、その適用範囲、引用規格、用語及び定義を示し、箇条4から10では、EMSの実施及びその適合性評価において満たすべき要求事項を規定しています。箇条3の用語及び定義は概念順に配列されていますが、規格の最後にはアルファベット順の索引が用意されています。

箇条4は、EMS自体とその制約（内部及び外部の課題並びに利害関係者の要求事項）がいかなるものであるかを設定し、箇条5は、規格の枠組みに具現化されている「Plan、Do、Check、Act」（PDCA）サイクルを推進するリーダーシップのアプローチを定義しています。

箇条6から箇条10はPDCAサイクルに沿っています。その関係は次のように示すことができます。

- Plan は箇条 6 に
- Do は箇条 7 と 8 に
- Check は箇条 9 に
- (改善のための) Act は箇条 10 に

10の主要な箇条に加えて、規格の要求事項の意図を明確にするための指針を提供する補助的な附属書があります。

この規格では、次の用語が使用されています。

- a) 「しなければならない」(shall) は要求事項を示します。
- b) 「することが望ましい」(should) は推奨を示します。
- c) 「してもよい」(may) は許可を示します。
- d) 「することができる」「できる」「し得る」(can) は可能性または実現能力を示します。

a) は必須である一方、b)、c) 及び d) は利用者の判断で選択できることに留意してください。

多くの箇条では、関連する要求事項の理解や明確化のための指針として注記が付されています。これらの注記自体は要求事項ではありません。箇条3のいくつかの注記には、用語を補足する追加情報が記載されており、用語の使用に関する規程が含まれていることがあります。附属書A.3では、いくつかの用語をさらに詳しく説明しています。

規格への適合を実証することを希望する組織は、以下のいずれかを選択できます。自ら適合性を決定し自己宣言を行うこと、利害関係者に自らの適合性の確認を求め、第三者に自己宣言の審査を受けること、または独立した第三者（通常は認定された認証機関）によりEMSの認証を取得すること。

次のセクションでは、改訂前のISO 14001:2015 第3版と、ISO編集チームに提供された FDIS ISO 14001:2026 との間のすべての変更点を箇条ごとに示しており、これらは規格に適合するEMSに反映されるべきものです。

5.2 箇条1 – 3

箇条 1 適用範囲

ISO 14001:2015 にあった 3 つの「International Standard 国際規格」という文言は、「document 文書」という文言に置き換えられました。それ以外は、文言に変更はありません。

箇条 2 引用規格

引用規格はありません。

箇条 3 用語と定義

一部の用語と定義には軽微な変更が加えられましたが、これは主として、かつて上位構造 High Level Structure (HLS) として知られていた 調和させる構造 Harmonised Structure (HS) の最新版を反映するためです。ISO 31000 から引用されていた「リスク」の定義は、もはや該当しないため削除されました。2015年版と同様に、「リスク及び機会」という語句が全体を通して用いられており、EMSの文脈において「リスク及び機会」を決定する必要性について、A.1.6.4で詳細な指針が示されています。「プロセス」「監査」そして「指標」の定義が、若干修正されています。いくつかの定義には、明確化のために注記が追加されています。箇条3の注記は規定とみなされます。

EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

移行計画の一環として、組織はEMSの文書化された要素を体系的に見直し、改訂された規格の用語が正しく使用され、整合しているかを検証する必要があります。ギャップや曖昧さが特定された場合、ISO 14001に含まれる概念（軽微な文章上の変更から生じるものを含む）が十分に理解され、対処され、実施されていることを明確に示す証拠を提供できるよう、文書化した情報を更新しなければなりません。このアプローチは、移行を管理された形で進めるのを容易にし、審査において適合性を実証するのに役立つはずです。

5.3 箇条 4 – 10

箇条 4 組織の状況

4.1 組織及びその状況の理解

組織が内部及び外部の課題として考慮すべき環境状態の範囲が明確化され、組織が対処することを検討し得る環境状態の例として、汚染レベル、気候変動、生物多様性、そして全体的な生態系の健全性などが示されました。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

ほとんどの組織は、環境マネジメントシステム (EMS) だけでなく、組織全体に影響を及ぼす可能性のある内部及び外部の課題を、すでに効果的に監視しているはずです。従来、組織は主に日々の業務における環境側面に重点を置いてきました。しかし現在では、組織はより幅広い観点をもち、EMSに関する検討事項を、組織の事業環境がより広範な社会的及び環境面の課題にどのような影響

を及ぼしているかにまで広げることが求められています。これらの検討事項には、気候変動、生物多様性の保全、そして組織及びそのサプライチェーンが管理または影響を及ぼすことのできる生態系の健全性を含まなければなりません。

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

利害関係者のニーズ及び期待は、経営層がそうすると決定した場合には、順守義務としてEMS を通じて取り組む必要があります。これには、4.1 で言及されている環境状態と、4.2 の新しい注記に概説されている環境状態が含まれます。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

利害関係者のニーズ及び期待は、EMS 中での重要性が増しており、特にそれらが順守義務として採用される場合には、計画策定、運用管理及びパフォーマンス評価へ統合されることで、その関連性がより顕著になります。この箇条は、変更のない箇条6.1.3 (順守義務) を引用していますが、組織の順守義務に関連する文書化した情報を入手可能かつ最新の状態にしておく必要があるという要求事項改めて強調しています。附属書 (A.4.2) には、環境状態に関連する利害関係者のニーズ及び期待の例が示されています。

4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

小項目 (e) には、「その活動、製品及びサービスのライフサイクル (the lifecycle of its activities, products and services)」が含まれるようになります。

EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

EMS の適用範囲を決定するため、組織が管理し影響を及ぼす、組織の権限及び能力を評価する際には、ライフサイクルに関する考慮事項を明示的に扱わなければなりません。これは、視野を広げ直接的な運用を超えて、原材料の調達、設計、輸送、使用、製品及びサービスの使用終了時の処理を含む、上流及び下流の活動に関連する環境側面を考慮することを意味します。これらのライフサイクルの検討事項は、組織のサプライチェーンパートナーにも適用され、組織は調達慣行、契約上の要求事項及び連携を通じて、自らがどのように合理的な範囲でパートナーの環境パフォーマンスに影響を及ぼすことができるかを評価することが求められます。ライフサイクルとは、製品やサービスが最初の構想及び開発段階から、最終的に市場から撤退するまでにたどる各段階を表します。

4.4 変更はありません。

箇条 5 リーダーシップ

5.1 リーダーシップ及びコミットメント

注記は小項目 (c) の下に移動しました。

5.2 環境方針

小項目 (c) の下の注記には、コミットメントの一覧に「天然資源の保護または保全 (preservation or conservation of natural resources)」が追加されました。環境方針については、「維持される (maintained) 」が「入手可能である (available) 」に置き換えられました。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

環境方針は2015年版と同様に、トップマネジメントが組織の環境パフォーマンス及びその改善に対するリーダーシップと説明責任 (実現させ、説明する責任) を実証するための文書化した情報として「入手可能」でなければなりません。環境方針は、環境順守及び汚染の予防に対するトップマネジメントのコミットメントだけでなく、該当する場合には、EMS の戦略的な実装と継続的改善を通じて天然資源の積極的な保護と保全に対するコミットメントも明確に表明します。組織は、環境方針が組織の環境に対する責任の全範囲に明確に焦点を当てていることを確実にしなければなりません。

5.3 変更はありません。

箇条6 計画

6.1 リスク及び機会への取組み

6.1.1 新しい6.1.5を参照しています。

6.1.2 ライフサイクルの問題について詳述した新しい注記が付されています。「潜在的な緊急事態」に関する新しい小項目 (c) が追加されています。

6.1.3 変更はありません。

6.1.4 旧6.1.1を引用した新しい箇条です。

6.1.5 旧6.1.4を引用し、新しい参照を含む新しい箇条です。

6.2 変更はありません。

6.3 新しい箇条で変更の計画策定を扱っています。明確化のための2つの注記が付されています。

EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

箇条6「計画」の改訂された構成では、ISO 14001 で用いられているリスクに基づくアプローチを明確にしています。このアプローチは、環境側面と順守義務のマネジメントにおける適用に加えて、リスク及び機会 (6.1.4) にも適用されるべきです。組織は、環境側面に用いるのと同じプロセスを使用しても、異なるプロセスを使用してもかまいません。附属書 (A.6.1.4) では、「リスク及び機会」を、環境側面や順守義務と並んで計画策定へのインプットとして、また環境目標を設定するためにどのように考慮できるかについて、例を挙げて説明しています。

緊急事態に関連して「合理的に予見できる reasonably foreseeable」(旧6.1.2 b) という文言を削除したことで、そのような緊急事態による環境リスクを特定する際の法律用語的な表現が排除されました。緊急事態は、計画段階で明確に識別し、非通常運転状態とは区別して管理するよう注意しなければなりません。この明確化により、より効果的な緊急事態への準備及び対応計画が可能になります。さらに、リスク及び機会に関連する計画策定はEMS内でより重要視されるようになり、組織は、意図した環境成果 (便益を含む) の達成に影響を及ぼし得る要因を、明確に特定し、評価し、対処することが求められています。

組織及び/又は運用上の変更 (意図しない変更を含む) に関連する計画策定についても、体系的かつ管理されたアプローチに従い、関連する潜在的な環境影響を事前に評価することを確実にしなければなりません。EMSの意図した成果と継続的改善の目的は、そのような変更の実施中及び実施後においても、引き続き整合していなければなりません。

箇条 7 支援

7.1 変更はありません。

7.2 文書化した情報は、これまでの「保持する retain」から「利用可能である available」に変更されました。

7.3 変更はありません。

7.4.1 文書化した情報は、これまでの「保持する」から「利用可能である」に変更されました。

7.5 変更はありません。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

文書化した情報を「入手可能」とする要求事項は、内部及び外部のコミュニケーションの双方に対して適切な文書の履歴を維持する必要性を強化するものであり、その結果として、EMSにおける透明性、トレーサビリティ及び説明責任を支えることになる。4.1における拡張された環境状態など、経営層によって採用された追加の順守義務は、すべての要員に周知される必要があります。附属書(A7.4)では、組織が環境情報を自主的または法的義務に基づいて開示する際に、関与が必要となる可能性がある外部コミュニケーションラインの種類のを示しています。

箇条 8 運用

8.1 運用の計画及び管理

「外部委託したプロセス」から、「環境マネジメントシステムの意図した成果に関連する、外部から提供されたプロセス、製品又はサービス externally provided processes, products or services that are relevant to the intended outcomes of the environmental management system」へと範囲が拡大しています。

8.2 緊急事態への準備及び対応

文書化した情報は、これまでの「維持する maintain」から「利用可能である available」に変更されました。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

EMS の適用範囲に含まれる、外部から提供されるプロセス、製品及びサービスに対して、組織が管理し影響を及ぼす能力に、より大きな重点が置かれています。これは、従来の請負者管理の範囲を超えて拡張され、サプライチェーンパートナーの環境パフォーマンスを考慮することを求めています。これには、特にその活動が、箇条4.1に基づき内部及び外部の課題として特定された、より広範な環境状態とどのように相互作用し得るかを含みます。組織は、したがって、これらの環境面での配慮事項を、調達、供給者評価及び継続的な供給者マネジメントのプロセスに統合するよう期待されています。

ます。

箇条 9 パフォーマンス評価

9.1 監視、測定、分析及び評価

9.1.1 反復を避けるため、第1段落が削除されました。文書化した情報は、「保持する」から「利用可能」に置き換えられています。

9.1.2 文書化した情報は、「保持」から「利用可能」に置き換えられています。

9.2 内部監査

9.2.1 変更はありません。

9.2.2 小項目 (a) には、内部監査に「監査目的を定める」ことが追加されました。監査プログラムは、文書化した情報として提供することが求められるようになりました。文書化した情報は、「保持する」から「利用可能」に置き換えられています。

9.3 マネジメントレビュー

文章に若干の変更を加えたうえで、3つの細分箇条 (9.3.1、9.3.2、9.3.3) を含むように再構成されました。マネジメントレビューのインプット (9.3.2) では、「～を考慮 (consideration of)」が削除されました。文書化した情報は、これまでの「保持」に代わって、現在は「利用可能」に変更されています (9.3.3)。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

内部監査プロセスは、監査範囲及び監査基準に加えて、個々の内部監査ごとに監査目的を定義し、文書化するよう、更新する必要があります。内部監査は、監査プログラムの一部として、監査対象プロセスの環境上の重要性を考慮することが求められているため、監査目的はこの環境上の重要性に整合し、それを反映していなければなりません。内部監査プログラム自体も、体系的な計画策定及び実施の証拠を提供できるよう、文書化した情報として残しておかなければなりません。

マネジメントレビュープロセスは、プロセスアプローチを反映し、マネジメントレビューの目的、インプット及び結果に対応する 3 つの独立した細分箇条が設けられています。この構造は、ISO 27001 など、

最近改訂された他のマネジメントシステム規格で採用されているものと一致しています。したがって、トップマネジメントは、マネジメントレビューのプロセスから生成される文書化した情報が、規定されたすべてのインプットが考慮され、分析されており、6つのアウトプットに基づいて適切な結論が決定され、行動計画が立てられていることを、明確に示していることを確実にしなければなりません。

箇条 10 改善

10.1 箇条10.3は、関連する箇条 (9、10.2) への参照とともに、箇条10.1に統合されています。

10.2 「是正処置」を「それらの (their)」の環境影響により密接に関連づけるために、表現が若干修正されています。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

この規格は、改善活動をパフォーマンス評価プロセスと是正処置メカニズムに明示的に結び付けることにより、環境パフォーマンス及び EMS の全体的な有効性を改善する機会を可視化し、マネジメントを強化しています。この統合により、監視及び測定、内部監査、順守評価及びマネジメントレビューから得られた情報が、体系的に分析され、改善の機会を特定するために活用されることが保証されます。したがって、是正処置は不適合への対処に限られるものではなく、組織全体で継続的改善を推進し、環境成果を向上させるための体系的な手段としても機能します。

5.4 附属書A

A.3 (概念の明確化) では、新しいISO 14001の要求事項本文で用いられている用語及び概念について、いくつかの明確化が追加されています。これらは、「成果 (outcome)」、「意図した成果 (intended outcome)」、「順守義務 (compliance obligations)」、「目標 (targets)」、「注記 (notes)」、「順守義務を満たす (meet compliance obligations)」、「文書化した情報 (documented information)」、「外部委託する (outsource)」及び「リスク (risk)」に関するものです。

➤ EMS 実務担当者にとってどのような意味合いがあるのか

附属書は、この規格に定められた要求事項の意図及び方向性に基づき、EMS 実務担当者が要求事項を正しく解釈するよう導くことを意図しています。A.3 は、EMS 実務担当者による誤った解釈のリスクを低減するために、重要な概念を明確にしています。組織は、これらの概念、特に改訂された用語と新たに導入された用語について、自組織に固有な運用上の状況に当てはめながら慎重に検討

することが推奨されます。そうすることで、有害な環境影響を防止または緩和し、有益な環境影響を強化する機会を活用できます。ISO 14001:2026 に準拠した環境マネジメントシステムの実装を通じて、環境マネジメントに対する体系的アプローチを採用することは、これらの目的の達成の助けになります。附属書の他の細分箇条では、特に生態系の健全性のような新たな課題に取り組む際などに、規格の要求事項の箇条の解釈についてEMS実務担当者向けの指針を提供しています。

ISO 14001の実施に関する一般的な指針は、ISO 14004:2016に示されており、これは今後2026年版の要求事項の大部分を反映する予定です。環境分野における諸側面及び状態に対処するためにISO 14001を適用するための指針は、現在見直し中であるISO 14002-3及び-4シリーズに示されています。